

議案第14号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「第5条及び第6条において」を「以下」に、「100分の6.8」を「100分の7.68」に改める。

第4条中「3万4,000円」を「4万2,000円」に改める。

第5条中「100分の2.4」を「100分の2.56」に改める。

第5条の2中「1万4,000円」を「1万7,000円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「1万4,000円」を「1万7,000円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「23,800円」を「29,400円」に改め、同号イ及びウ中「9,800円」を「11,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,050円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

第19条第1項第2号ア中「17,000円」を「21,000円」に改め、同号イ及びウ中「7,000円」を「8,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人

について 750円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

第19条第1項第3号ア中「6,800円」を「8,400円」に改め、同号イ及びウ中「2,800円」を「3,400円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 300円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

第19条第2項第1号ア中「5,100円」を「6,300円」に改め、同号イ中「8,500円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「13,600円」を「16,800円」に改め、同号エ中「17,000円」を「21,000円」に改め、同項第2号ア中「2,100円」を「2,550円」に改め、同号イ中「3,500円」を「4,250円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,800円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第19条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額）は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は」に改め、同項に次の3号を加

える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第19条の2中「、第5条、第6条」を削る。

第21条第1項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる者のほか、特別の事由がある者

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災

害その他やむを得ない事由があると市長が認めた場合については、当該納期限の経過後市長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

(2)～(3) 省略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額

(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 省略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保

(2)～(3) 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 省略

険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.68を乗じて算定する。

2 省略

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4万2,000円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.56を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被

（基礎課税額に係る所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 省略

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万4,000円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被

<p>保険者均等割額)</p>	<p>保険者均等割額)</p>
<p>第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万7,000円</u>とする。</p>	<p>第5条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税額に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税額に係る所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万7,000円</u>とする。</p>	<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。</p>
<p><u>(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)</u></p>	
<p>第7条の2 第2条第5項の所得割額は、<u>基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24</u>を乗じて算定する。</p>	
<p><u>(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)</u></p>	
<p>第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、<u>被保険者1人について1,500円</u>とする。</p>	
<p><u>(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)</u></p>	
<p>第7条の4 第2条第5項の<u>18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円</u>とする。</p>	
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>	<p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して</p>

課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条

課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条

第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 29,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,900円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 23,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,050円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 21,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,800円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係

る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 750円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 300円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,800円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減

額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 21,000円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,550円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区

額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,100円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,000円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 省略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 省略

年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1

項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2第1項において同じ。)である場合における第3条、第5条、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得

第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び]とする。

(国民健康保険税の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対して国民健康保険税を減免する。ただし、第4号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。

(1)~(4) 省略

(5) 前各号に掲げる者のほか、特別の事由がある者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災害その他やむを得ない事由があると市長が認めた場合については、当該納期限の経過後市長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。

(1)~(2) 省略

3 省略

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健

税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び]とする。

(国民健康保険税の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対して国民健康保険税を減免する。ただし、第4号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。

(1)~(4) 省略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)~(2) 省略

3 省略

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若し

4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の

くは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規

2 第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附

並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7

則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第

条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額

19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外

並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2

国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とある

項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」

のは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは

とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条、第7条の2及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金

「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税

額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(乳児等通園支援事業の認可に関する準備行為)

第七條 第四條の規定(附則第一條第四号口に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法(次項において「新児童福祉法」という。)第三十四條の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四條の十五第二項から第六項まで並びに第三十四條の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができ、この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四條の十五第二項の認可とみなす。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第五條の規定による改正後の地方税法第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第七條の規定(附則第一條第五号へに掲げる改正規定を除く。)による改正後の国家公務員共済組合法(以下この条において「新国共済法」という。)第六十八條の三の規定は、第四号施行日以後に新国共済法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2 新国共済法第六十八條の五の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短勤務を開始する者について適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第九條の規定による改正後の国民年金法第八十八條の三の規定は、令和八年十月以後の各月の同法第八十七條第一項に規定する保険料について適用する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條第二項及び第五條の二第二項の規定は、令和六年十一月以降の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第十一條の規定(附則第一條第五号トに掲げる改正規定を除く。)による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「新地共済法」という。)第七十條の三の規定は、第四号施行日以後に新地共済法第七十條の二第一項に規定する育児休業等を開始する者について適用する。

2 新地共済法第七十條の五の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短勤務を開始する者について適用する。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第十二條の規定による改正後の児童手当法(以下この条において「新児童手当法」という。)の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童手当及び第十二條の規定による改正前の児童手当法(以下この条において「旧児童手当法」という。)附則第二條第一項の給付の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にされている旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第一項(旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第一項)により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「旧児童手当法第七條第一項」という。又は第三項(旧児童手当法附則第二條第四項において準用する児童手当法第七條第二項)において準用する場合を含む。の認定の請求は、児童手当法第七條第一項(同法第十七條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認定の請求とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧児童手当法第七條第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において、児童手当法第七條第一項の認定を受け

4 この法律の施行の際現に児童手当法第七條第一項の認定を受けている者及び前項の規定により同条第一項の認定を受けた額(以下この項において「改正後算定額」という。)が施行日の前日に児童手当法第七條第一項又は旧児童手当法第七條第一項の規定により認定を受けていた額を上回るものについては、児童手当法第九條第一項の規定にかかわらず、施行日において、改正後算定額により令和六年十月以降の月分の児童手当の額の改定が行われたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に児童手当法第七條第二項の認定を受けている者であつて施行日にその者について新児童手当法第六條の規定により算定した額が施行日の前日に当該認定を受けていた額を上回るものとなるものが、当該上回る額について施行日から令和七年三月三十一日までの間に児童手当法第九條第一項の額の改定の請求をした場合に於ける同項の規定の適用については、同項中その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは「令和六年十月」とする。

6 施行日から令和七年三月三十一日までの間に児童手当法第七條第一項又は第二項の認定の請求をした者(施行日において新児童手当法第四條第一項各号のいずれかに該当する者に限る。)についての児童手当法第八條第二項の規定の適用については、同項中「受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは「令和六年十月」とする。

第十四條 第十三條の規定による改正後の雇用保険法(次項において「新雇用保険法」という。)第六十一條の十の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する出生後休業を開始する者について適用する。

2 新雇用保険法第六十一條の十二の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短就業を開始する者について適用する。

(第十六條の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 第十六條の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和六年度の予算から適用し、令和五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(労働保険特別会計の雇用勘定に関する経過措置)

第十六條 第十七條の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく労働保険特別会計の雇用勘定(以下この条において「旧雇用勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧雇用勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額(育児休業給付に係る歳入額に限る。)があるときは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧雇用勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧雇用勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧雇用勘定に所属する育児休業給付資金は、第十七條の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百三十三條の十二第三項の規定により、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に所属する育児休業給付資金として組み入れられたものとみなす。

4 第十七條の規定の施行の際、旧雇用勘定に帰属する権利義務であつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属する収入及び支出は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入及び歳出とする。

(年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の廃止に伴う経過措置)

第十七條 第十七條の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定(以下この条及び次条において「旧子ども・子育て支援勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧子ども・子育て支援勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

- 口 第二条、第三条、第八条、第十四条及び第十五条の規定
- ハ 第四条中児童福祉法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定
- ニ 第五条及び附則第八条の規定
- ホ 第六条中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定
- ヘ 第七条中国家公務員共済組合法第三条第四項の改正規定、同法第四十条第二項の改正規定、同法第九十九条第一項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く)、同条第二項の改正規定、同法第一百条の改正規定、同法第二百二条第四項の改正規定、同法第二百二十四条の二第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定、同法第二百二十六条の五第二項の改正規定、同法附則第十二条第六項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項第一号及び第三号の項の改正規定
- ト 第一条中地方公務員等共済組合法第四十三條第二項の改正規定、同法第一百三條第一項の改正規定(第四項第一号)を「第四項第一号及び第一号の二」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項」に改める部分を除く、同条第二項の改正規定、同法第一百四條の改正規定、同法第四百四十四條の二第二項の改正規定、同法附則第十四條の三第一項第一号の改正規定、同法第五百項の改正規定、同法附則第十八條第五項の改正規定及び同法附則第三十一條の二第三項の改正規定
- チ 第十八条及び附則第十九条の規定
- リ 附則第二十二條中地方財政法第十條第三十三号の改正規定(子どもための教育・保育給付)を「妊婦のための支援給付に要する経費、子どもための教育・保育給付」に改める部分を除く。
- ヌ 附則第二十七條中住民基本台帳法別表第二の一の七の項及び別表第四の一の七の項の改正規定(一)による一を「による同法第十條の二の妊婦のための支援給付」に改める部分を除く。
- ル 附則第二十九條中国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四條第四項の改正規定
- ロ 附則第三十一條中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四條第四項の改正規定
- ワ 附則第三十三條中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第八條第四項の改正規定
- カ 附則第三十四條中福島復興再生特別措置法第四十八條の六第四項の改正規定及び同法第八十九條の六第四項の改正規定
- コ 附則第三十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表百二十七の項の改正規定(一)による「妊婦のための支援給付」を加える部分を除く。
- ク 附則第三十六條の規定
- ケ 附則第三十七條中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十條第四項の改正規定
- コ 附則第三十八條中平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第七條第四項の改正規定
- ツ 附則第三十九條中令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十八條第四項の改正規定
- ネ 附則第四十條中令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十八條第四項の改正規定
- 六 次に掲げる規定 令和八年四月一日
- イ 第一条中子ども・子育て支援法の目次の改正規定(第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九條の二)を「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九條の二) 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業(第五十九條の三)」に改める部分に限る)、同法第五十九條の二の次に一章を加える改正規定、同法第六十條第一項の改正規定(「及び仕事・子育て両立支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業及び

働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。)及び同条第二項第一号の改正規定(「及び仕事・子育て両立支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。)

- 口 第九条及び附則第十条の規定
- ハ 第十九条及び附則第二十条の規定

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)から同条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定(前条第四号イに掲げる改正規定に限る)による改正後の子ども・子育て支援法(以下「第四号施行日新支援法」という。)第五十八條の規定の適用については、同条第一項中、「特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者」とあるのは「又は特定地域型保育事業者」と、「教育・保育等」とあるのは「教育・保育」と、同条第一項、第五項及び第九項中「教育・保育等情報」とあるのは「教育・保育情報」と、同条第一項及び第九項中「教育・保育等」とあるのは「教育・保育」と、教育・保育等を」とあるのは「教育・保育」とする。

2 第四号施行日から第五号施行日の前日までの間においては、第四号施行日新支援法第六十六條の二第四項の規定は、適用しない。

第三条 第四号施行日新支援法第十條の九第一項の認定を受けた者が第四号施行日前に当該認定の原因となった妊娠と同一の妊娠の原因として令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村(特別区を含む。次条第二項において同じ。)から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合における第四号施行日新支援法第十條の十二第二項及び第三項並びに第十條の十四第一項の規定の適用については、第四号施行日新支援法第十條の十二第三項中「他の市町村から妊婦支援給付金」とあるのは「市町村から令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるもの」と、当該他の市町村から支払を受けた額」とあるのは「五万円」とする。

第四条 第一條の規定(附則第一條第五号イに掲げる改正規定に限る)による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条から附則第六條までにおいて「第五号施行日新支援法」という。第三十條の十五第一項の認定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。)

2 市町村は、前項の規定により認定の申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第三十條の十五第一項及び第二項の規定の例により、当該認定をすることができる。この場合において、当該認定は、第五号施行日以後は、同条第一項の認定とみなす。

第五条 第五号施行日新支援法第五十四條の二第一項の認定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長(特別区の区長を含む。附則第七條第二項において同じ。)は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第五十四條の二の規定の例により、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第五号施行日以後は、同条第一項の確認とみなす。

第六条 第五号施行日から令和十年三月三十一日までの間における第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項及び第三十條の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十條の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

項において「標準子ども・子育て支援納付金課税総額」という。は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における次掲げる額の合算額
イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額
ロ 次条第四項に規定する基準に従い第三十三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額
二 当該年度における次掲げる額の合算額
イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
三 当該年度における第七百七十七条の規定による子ども・子育て支援納付金課税額の減免の額の総額

29 標準子ども・子育て支援納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。
一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
二 所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
三 所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

30 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち子ども・子育て支援納付金課税額は、前項各号に掲げる標準子ども・子育て支援納付金課税額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割総額又は世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者（第二十五項において「十八歳以上被保険者」という。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

31 前項の所得割額は、第二十九項各号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第三十三項、第三十五項及び第三十六項の規定に基づき前項の子ども・子育て支援納付金課税額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金課税額が第三十七項の規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金課税額の限度額（次項ただし書において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を上回ることを確実であることと見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

32 第三十項の資産割額は、第二十九項第一号の資産割総額を固定資産税額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三十項、前項本文、この項本文、次項、第三十五項及び第三十六項の規定に基づき第三十項の子ども・子育て支援納付金課税額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を上回ることが確実であることと見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

33 第三十項の被保険者均等割額は、第二十九項各号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。
34 第二十九項各号の十八歳以上被保険者均等割総額は、次条第四項に規定する基準に従い前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額とする。
35 第三十項の十八歳以上被保険者均等割額は、第二十九項各号の十八歳以上被保険者均等割総額を十八歳以上被保険者の数に按分して算定する。
36 第三十項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第二十九項第一号及び第二号の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分して算定した額
二 特定世帯 前号に定める額に二分の一を乗じて得た額
三 特定継続世帯 第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

37 第三十項の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
第七百三十三条の五第一項中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第三項中「及び被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条に次の一項を加える。
4 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する前条第三十項の被保険者均等割額を減額するものとする。
附則第三十八条の表第二項第一号の項を次のように改める。

第二項第一号	、介護納付金及び	及び病床転換支援金等、介護納付金並びに
第三項第一号口及び第一号ロ	、介護納付金及び	及び病床転換支援金等、介護納付金並びに

第六條（私立学校教職員共済法の一部改正）
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項中「流行初期医療確保拠出金等」の下に「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」の規定による子ども・子育て支援納付金を加える。
第二十五條中「第六十八條の三」を「から第六十八條の五まで」に改め、同條の表第六十六條第一項の項中「第六十八條の三」を「第六十八條の五」に改め、同表第六十九條第二項の項中「育児休業手当金」の下に「育児休業支援手当金」を加え、同表附則第十二條第七項の項中「第六十八條の三」を「第六十八條の五」に「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「休業給付」を「休業等給付」に改める。
第三條第四項中「厚生年金保険法」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」第七十一條の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）、厚生年金保険法」に改める。
第四十條第二項中「介護納付金」の下に「子ども・子育て支援納付金」を加え、同條第十二項中「第六十八條の二」の下に「第六十八條の三、第六十八條の五」を加える。

第四十條第二項中「介護納付金」の下に「子ども・子育て支援納付金」を加え、同條第十二項中「第六十八條の二」の下に「第六十八條の三、第六十八條の五」を加える。

第三條 船員保険法の一部改正

第三條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第一百二十二条第二項中「介護納付金」という並びに「を「介護納付金」という。」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という)の納付」に改める。

第一百二十四条第一項中「介護納付金並びに」を「介護納付金」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に改める。
第一百六条第一項第一号中「一般保険料額」を「一般保険料等額」に改め、「一般保険料率」の下に「子ども・子育て支援金率とを合算した率」を加え、同項第二号並びに同条第二項及び第三項中「一般保険料額」を「一般保険料等額」に改める。

第一百九条中「平成二十四年法律第六十五号」を削る。
第一百二十二条の次に次の一条を加える。
(子ども・子育て支援金率)

第二十二條の二 子ども・子育て支援金率は、各年度において協会が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額を当該年度における被保険者の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が決定するものとする。
第二百一十一條第十一項の規定は、子ども・子育て支援金率の決定について準用する。
第二百二十五條第一項各号中「疾病保険料率」の下に「子ども・子育て支援金率とを合算した率」を加える。

附則第八條の二及び第八條の三(平成二十四年法律第六十五号)を削る。
第四條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第六條の三に次の二項を加える。

この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者(以下この項において「妊婦等」という)に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く)に適切な遊び及び生活の場を与え、ともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
第二十一條の九中「及び親子関係形成支援事業」を「親子関係形成支援事業及び妊婦等包括相談支援事業」に改める。

第二十一條の十の二第二項中「及び養育支援訪問事業」を「養育支援訪問事業及び妊婦等包括相談支援事業」に改め、「ともに、乳児家庭全戸訪問事業」の下に「若しくは妊婦等包括相談支援事業」を加え、「(特定妊婦を除く)」を削り、同条第二項中「乳児家庭全戸訪問事業」の下に「又は妊婦等包括相談支援事業」を加え、同条第三項及び第四項中「又は養育支援訪問事業」を「養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業」に改める。

第二十五條の二第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。
要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一條第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

第三十四條の十中「又は養育支援訪問事業」を「養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業」に改める。
第三十四條の十五第一項から第三項までの規定中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第五項ただし書中「当該申請に係る家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業を行う事業所」を加え、「係る部分を除く」を「係るものを除く」に、「の区分に係るものに限る。」が「に係るものに限る。」又は特定乳児等通園支援事業所(同法第三十條の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業所をいう。以下この項において同じ)の利用定員の総数が「に」同法第十九條第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。」に「同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。」若しくは特定乳児等通園支援事業所に係る必要利用定員総数に「に改め、又は当該申請に係る家庭的保育事業等」の下に「若しくは乳児等通園支援事業」を加え、同条第六項及び第七項中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加える。
第三十四條の十六中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加える。
第三十四條の十七第一項中「家庭的保育事業等」の下に「若しくは乳児等通園支援事業」を加え、同条第三項中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「その事業」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業」に、「勧告し、又はその事業」を「勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業」に改め、「かつ」の下に「当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが」を加え、同条第四項中「家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ」を「前項に規定する場合において家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが」に、「その事業」を「当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業」に、「事業の」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の」に改める。
第五十八條第一項中「児童福祉施設」の下に「の設置者」を加え、「なす」を「する」に改め、同条第二項中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業を行う者」を加え、「なす」を「する」に改める。
(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七百三條の四第一項第一号中「という」並びに「を」という。」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」の下に「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という)」を加え、同条第二項第一号中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ)。

第七百三條の四第三項第一号口及び第二号ロ中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第十項第一号中「及び第十八項」を「第十八項及び第三十六項」に改め、同条第二十八項中「及び第二十二項」を「第二十二項及び第三十項」に、「とする」を「第三十項中「及びその世帯に属する被保険者」とあるのは、「の世帯に属する被保険者(世帯主を除く)。」と、「被保険者」とあるのは「被保険者(世帯主を除く)とする」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十七項の次に次の十項を加える。

28 国民健康保険税の標準子ども・子育て支援納付金課税総額(次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む)次項及び第三十

参考

(抜粋)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年六月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 子どものための現金給付(第九条・第十条)を

「第二節 子どものための現金給付(第十条)の現
第三節 妊婦のための支援
第二款 妊婦給付認定等
第三款 妊婦支援給付金

金給付(第九条・第十条)

給付(第十条の七)

の支給(第十条の十一)

「第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

「第六節 乳児等のための支援給付

第一款 通則(第三十条の十二・第三十条の十三)

第二款 乳児等支援給付認定等(第三十条の十四―第三十条の十九)

第三款 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給(第三十条の二十・第三十条

第三章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特

第一節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

の(二十一)

定子ども・子育て支援施設等

に、「第三款 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第五十八条)

を「第三款 特定乳児等通園支援事業者(第五十四条の二・第五十四条の三)

第四款 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)

第五款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表(第五十八条)

事・子育て両立支援事業(第五十九条の二)を「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五

「第六章 費用等(第六十五条―第七十一条)を

九条の二) 支援事業(第五十九条の三)に、「第六章 費用等(第六十五条―第七十一条)を

第七款 雑